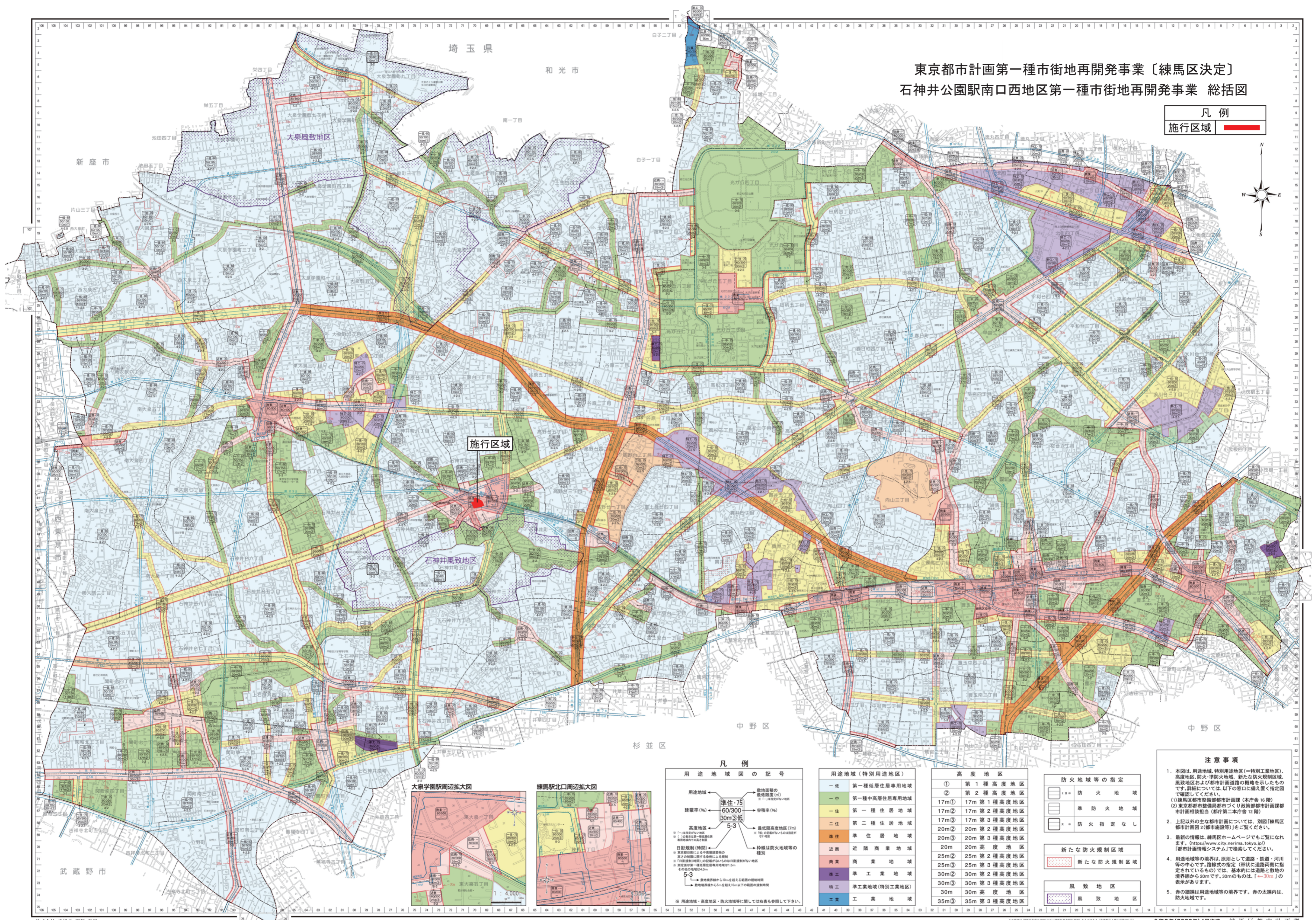


東京都市計画第一種市街地再開発事業〔練馬区決定〕  
石神井公園駅南口西地区第一種市街地再開発事業 総括図

凡例  
施行区域



施行区域

凡例

用途地域	記号
準住-75	60/300
30m3低	5-3
5-3	

用途地域・高度地区・防火地域等に関しては右表も参照して下さい。

用途地域(特別用途地区)

一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
特工	準工業地域(特別工業地区)
工業	工業地域

高度地区

①	第1種高度地区
17m①	17m第1種高度地区
17m②	17m第2種高度地区
17m③	17m第3種高度地区
20m②	20m第2種高度地区
20m③	20m第3種高度地区
20m	20m高度地区
25m②	25m第2種高度地区
25m③	25m第3種高度地区
30m②	30m第2種高度地区
30m③	30m第3種高度地区
30m	30m高度地区
35m③	35m第3種高度地区

防火地域等の指定

■ ■ ■	防火地域
■ ■ ■	準防火地域
■ ■ ■	防火指定なし

新たな防火規制区域

■ ■ ■	新たな防火規制区域
-------	-----------

風致地区

■ ■ ■	風致地区
-------	------

- 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区(≠特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の意匠に留意し、指定内容が確定してください。  
(1)練馬区都市整備部都市計画課(本庁舎16階)  
(2)東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課都市計画担当(都庁第二本庁舎12階)
  - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画(都市施設等)」をご覧ください。
  - 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。(https://www.city.nerima.tokyo.jp/)  
都市計画情報システムで検索してください。
  - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心線です。路線の指定(等径に道路と併設指定されているもの)では、基本的に道路と併設の境界線から20mです。基本的には、「≒30m」の表示があります。
  - 赤の線は用途地域等の境界です。赤の太線内は、防火地域です。

